氏　　名	山口利光
学 位 の 種 類	博士（世界遺産学）
学 位 記 番 号	博甲第　10933　号
学位授与年月	令和 5 年 8 月 31 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
審 査 研 究 科	人間総合科学研究科
学 位 論 文 題 目	器械製糸工場の跡地利用に関する研究 Studies on silk mill site utilization

主　　査	筑波大学教授	博士（農学）	黒田乃生
副　　査	筑波大学准教授	博士（農学）	伊藤弘
副　　査	筑波大学准教授	博士（建築学）	下田一太
副　　査	筑波大学教授	博士（工学）	野中勝利

論文の内容の要旨

山口利光氏の博士学位論文は、器械製糸工場の跡地利用と工場の痕跡の現状を把握し、立地等の条件と跡地および痕跡の関係を明らかにしたものである。

第 1 章では、著者は本論文の研究背景として、戦後拡大した後急速に衰退した日本における絹産業の特徴を踏まえ、製糸工場の位置付けを明確にしている。さらに、文献資料から生糸産業の変遷を把握し、外貨獲得によって日本の近代化に大きく貢献したが社会的経済的変化の影響で、器械製糸工場が 313 ヶ所から 2 カ所に激減したことを述べている。また、紡績工場と比較して、器械製糸工場の特徴を繭の乾燥から生糸づくりまで細かく分かれた生産工程に対応する多様な建物があること、なかでも繭倉庫は製糸特有のものであるとしている。こうした背景を踏まえて、著者は日本において一つの時代を牽引した器械製糸工場のその後の変化と跡地の現状および製糸業の痕跡を把握し課題を考察することを目的としている。既往研究には跡地利用の事例があるが全国の器械製糸工場を対象に分析した研究はなく、これらの既往研究をふまえて器械製糸工場の変遷と痕跡を明らかにする点に意義があるとしている。研究対象は戦後に操業した 313 カ所全ての器械製糸工場である。研究方法として文献調査および国土地理院等の地図を用いた分析、補足として関係者への聞き取り調査を行なっている。

第 2 章では、著者は国土地理院の地図と文献資料を用いて器械製糸工場の立地と経営形態を分析している。その結果、①戦後操業した工場は長野県と群馬県が合計で 51 カ所（31%）を占め、全体の 62%が鉄道駅から 1km 未満に立地し輸送上の利点が求められていたこと、②器械製糸工場の経営形態を、小資本の製糸家が操業した営業製糸（地方）167 カ所、養蚕農家の出資で成立した組合製糸 57 カ所、地方の

製糸家が規模を全国規模に拡大した営業製糸（大手）89 カ所の３種類に分類できること、③敷地面積は 200m2 から 180,000 m2 と多様であり、営業製糸（大手）は広い面積で駅から近く、組合製糸は、狭い面積で駅からやや離れ、営業製糸（地方）は、狭い面積で駅に近い傾向があることを明らかにしている。

第３章では、著者は器械製糸工場の跡地利用を、Google マップおよび国土地理院の地図、文献資料を用いて調査し、住宅地（96 カ所、31%）、商業地（85 カ所、27%）、工業地（63 カ所、20%）、公共用地（54 カ所、17%）、その他（15 カ所、5%）に分類している。それぞれの利用について、①住宅地は戸建てが 95%でそれ以外の 5%は面積の広い跡地であり集合住宅団地に変化したこと、②商業地は営業製糸（大手）の駅に近く広い跡地が大規模商業施設や大型小売店舗に変化した点に特徴があること、③工業地は長野県の電子部品事業、グンゼ跡地を主とした営業製糸（大手）の繊維関連事業が特徴であること、④公共用地は学校や博物館など多様であること、を明らかにしている。

第４章では、著者は器械製糸事業者が工場跡地で継続している事例について現状と変遷の詳細な分析を行なっている。継続利用があるのは 68 ヶ所（22%）でそのうち商業地 38 カ所、工業地 27 カ所で全体の 96%を占める。商業地は大規模商業施設、工業地は繊維分野を特徴としている。さらに、営業製糸（大手）で継続利用される跡地は、片倉工業とグンゼの 2 社で 9 割を占めていることを明らかにした。

第５章では、著者は跡地に残された建造物など製糸工場の記憶に繋がる痕跡を把握している。合計 56 カ所に痕跡がみられ、①建造物は 27 カ所でそのうち 14 ヶ所が文化財に指定・登録され、種類は繭倉庫７件、繰糸場 9 件、事務棟 9 件のほか、煙突、事業主住宅などの器械製糸工場時代の建物であること、②名称・デザインは 17 件あり、事業主による利用の継続がそのうち 9 件、③記念碑は 12 件で組合製糸の跡地に多いことを明らかにしている。

第６章では、著者は結論として、製糸工場の痕跡を残すことは可能であり方法は多様であることと、痕跡を残すのは製糸事業者の意向が影響するため継続して跡地利用の継続が影響したと考えられること、器械製糸工場の跡地で痕跡となった建造物の文化財への指定等を事業主に促す必要があること、そのためにも行政による支援が必要であると考察している。

審査の結果の要旨

（批評）

戦後の急速な増加と減少で現在 2 カ所のみとなった器械製糸工場について、本論文は最盛期に創業していた 313 カ所を対象に丁寧に跡地の利用とその痕跡を把握した。製糸工場の特徴として３種類の営業形態による立地条件の違いから跡地利用と痕跡の特徴を明らかにした点は評価できる。さらに、製糸業という産業がほとんど消滅した現在においても、わずかに建造物やデザインにその痕跡が残されており、文化財未指定建造物の存在を明らかにした点にも意義がある。一方、分析が網羅的な把握にとどまり、社会背景や地域の歴史をふまえた俯瞰的な考察がやや不足していた点が課題である。

令和５年５月２６日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（世界遺産学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。